

固定資産税減免申請書						
						年 月 日
<p>愛荘町長</p> <p style="text-align: center;">(納税義務者)</p> <p style="text-align: center;">住(居)所(所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名(名称) 印</p> <p>町税条例第71条第2項の規定により、下記の固定資産税を減免くださるよう別紙証拠書類を添えて申請します。</p>						
1 土地家屋						
土地家屋の別	所在地	家屋番号	地目または家屋の種類	家屋の構造	地積または床面積	価格
	愛荘町					
2 償却資産						
所在地	種類	数量	価格			
愛荘町						
3 減免を受けようとする税額						
年度	期別	税額	摘要			
4 減免事由(被害状況)						

○愛荘町税条例【抜粋】

平成18年2月13日

条例第55号

(固定資産税の減免)

第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 町の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所および氏名または名称
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積および価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積および価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量および価格
- (5) 減免を受けようとする事由および前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。